

【Q 理事と評議員の兼務】

Q 当法人は、理事6名、評議員15名であるが、この度評議員1名が辞職したため理事の中から選任しようと検討している。この場合、理事が評議員を兼ねることは可能でしょうか。

また、定款準則には理事のうちその親族その他特殊の関係がある者の占める割合が定められているが、評議員にも親族数の制限があるのでしょうか。

A

理事が評議員を兼ねることは可能です。

社会福祉法第42条第2項で「評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織する。」と規定されています。

評議員の定数について、このように規定された理由は、理事と評議員との兼務は禁止されていないため、理事の全員が評議員を兼ねるという状態も考え得るが、そうなった場合に理事が評議員会の過半数を占めてしまうと理事会とは別の機関として評議員会を設けた理由がなくなるためです。

社会福祉事業の経営は、地域との連携が必要なことから評議員に地域の代表を加え、地域住民の積極的な協力を得るよう心がけるべきです。また、利用者の立場に立った事業を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいです。

評議員の人選にあたっては、名目的な評議員を選ぶことなく、目的意識をしっかりと持った適切な人選に心がけることが重要です。

また、ご質問の親族その他特殊の関係にある者の数については、理事の選任の場合と同様の制限が設けられています。